



九州漁業調整事務所広報ページ よこわ



～調整課の仕事 その2～

前回に引き続いて下記の調整課の仕事紹介をしていきます。

- ①大臣許可漁業の許可に関すること
 - ②漁業の指導その他漁業調整に関すること
 - ③外国人漁業の規制に関する法律の規定に基づく外国漁船の寄港の許可に関すること
 - ④漁業法第百八十三条の規定による漁業の免許に関すること
- 今回は残りの②～④の仕事について紹介していきます。

②漁業の指導その他漁業調整に関すること

漁場や魚種の競合によって生じる漁業者同士の紛争の防止やその解決のために、仲介役として漁業者同士の話し合いの場を設け、両者の折り合いがつくような提案を行うなどの漁業調整を行っています。

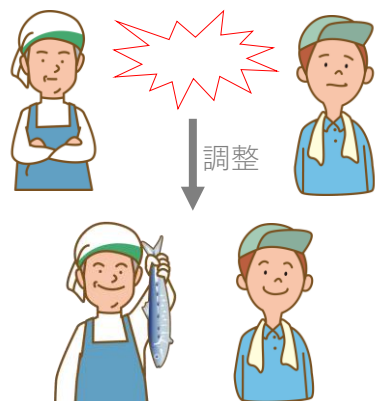
「漁業調整」って...？

漁業法における漁業調整とは、

- ①特定水産資源※の再生産の阻害の防止
 - ②特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理
 - ③漁場の使用に関する紛争の防止
- のために行われる必要な調整を指します。

九州漁業調整事務所調整課では主に③の漁業調整を行っています。

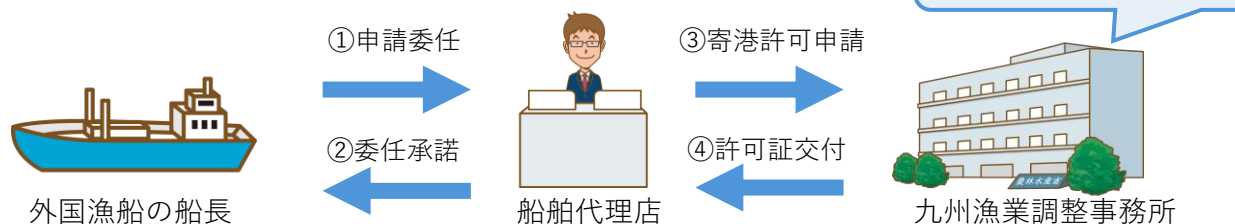
※漁獲可能量による管理を行う水産資源



③外国人漁業の規制に関する法律の規定に基づく外国漁船の寄港の許可に関すること

外国漁船が我が国の港を使用しようとする際には、原則として農林水産大臣の許可（寄港許可）が必要です。九州漁業調整事務所調整課では、瀬戸内海の港を除く九州各県及び山口県に入港する外国漁船の寄港許可に関する業務を行っています。

寄港許可手続きの流れ



漁業権について

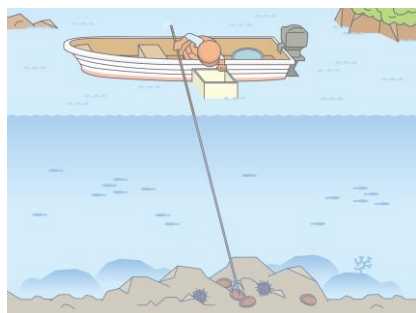
漁業権は都道府県知事の免許を受けて、一定の水面・期間において排他的に特定の漁業を営む権利で、以下の3種類があります。

④の仕事の紹介の前に、
漁業権について説明して
いくよ！



●共同漁業権

一定の水面を共同に利用して漁業を営む権利。漁協などが免許を受け、その組合員である漁業者が行使する団体漁業権です。



採貝漁業

●定置漁業権

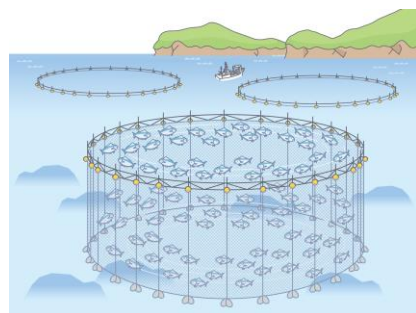
大型定置や北海道のさけ定置を営む権利。漁業者自らが免許を受けて行使する個別漁業権です。



大型定置網漁業

●区画漁業権

一定の区画において養殖業を営む権利。団体漁業権又は個別漁業権です。



まぐろ類養殖

漁業権に基づく漁業を営む権利を侵害する行為は、漁業権侵害罪に該当することがあります。

④漁業法第百八十三条の規定による漁業の免許に関すること

農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行使する有明海の一部漁場（有明海の福岡県及び佐賀県地先）における海区漁場計画の作成、漁業の免許に加え、漁業権漁場の利用状況を確認するために調査を実施し、必要に応じて指導等を行っています。

令和7年8月現在、当漁場において区画漁業権（のり養殖業）と共同漁業権（採貝漁業や網漁業など）を免許しています。現在、このように農林水産大臣自ら管理をしているのは全国でもこの海域だけです。



のりひび建て養殖業

漁業権の免許は基本的には都道府県知事が行うよ。でも、漁場の管轄が明確ではない場合などには特例的に農林水産大臣が知事の代わりに免許できるんだ。

